

期間延長

金沢市 中小企業 賃金引上げ奨励金

中小企業の賃上げ及び若年層の人材確保を支援します。

申請期間

4/13^月 ~ 3/15^月

※予算の上限に達した場合、期限前に締め切る場合があります。

交付額

1社あたり

50^{最大}万円

1人あたり5万円、最大10人まで

交付対象

市内に事業所を有する中小企業

中小企業基本法第2条第1項の範囲（個人事業主を含む）

要件

対象期間内に対象従業員に対して **5%以上** の賃上げを実施し、賃上げ後の給与を支給した企業。

【対象従業員】

金沢市内の事業所で勤務し雇用保険の被保険者である **正規雇用労働者** で、令和8年4月1日時点における年齢が **35歳未満** である者

令和8年
4月1日

4月13日

令和9年
2月28日

3月15日

対象期間（この期間内で賃上げを実施） 4/1 ~ 2/28

申請受付期間 4/13 ~ 3/15

申請方法

下記の二次元コードから、電子申請ページへアクセスをお願いします。

詳しくはこちら▶▶



金沢市 はたらくサイト
賃上げ支援特設ページ

問い合わせ先 金沢市商工労働課 労働政策係

〒920-8577 金沢市広坂 1-1-1 金沢市役所第一本庁舎 5 階
TEL : 076-220-2199 / Mail : chinage@city.kanazawa.lg.jp
※原則メールでお問い合わせください。

※この奨励金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。